確定申告書用紙に代えて

「確定申告のお知らせ」はがき をお送りしています



※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき(又は封書)です。

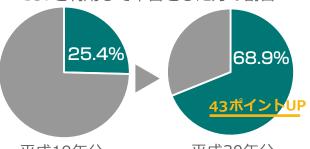
国税庁の取組

- 近年、ICT (情報・通信技術)を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した 申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、
 - ・「確定申告に必要な情報」
 - 「e-Tax等のご案内」などを記載した

「確定申告のお知らせ」はがきをお送りして おります。

- ◆ 「確定申告のお知らせ」はがきは、ICTを利用して申告した方 や各指導機関を通じて申告書を提出された方にお送りしています。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ICTを利用して申告をした方の割合



平成19年分 平成30年分

確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付される方 (申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください)

前年の所得税又は消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれ かに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方※

	作成場所	作成方法	提出方法
1	ご自宅等	国税庁ホームページ	e−Tax ^(注) 及び書面
2	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax及び書面
		ご自身のスマートフォン (会場のQRコードを読取り作成した場合)	e−Tax ^(注) 及び書面
3	市区町村の申告会場	全て	e−Tax及び書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e−Tax及び書面

(注) ID・パスワード方式により送信した場合に限ります。

- 「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得のいずれかがあり、青色申告決算書・収支 内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。 なお、ご自宅で手書き作成した申告書を提出された方など、確定申告のお知らせはがきの送付対象に該当しない 方で、翌年も申告が必要と見込まれる方に対しては、確定申告書用紙を送付しています。
- ※ 所得税又は消費税の申告を、ご自宅等からマイナンバーカード方式を利用してe-Tax により送信された方(各申告会場や指導会 場においてご本人の電子証明書のみを付してe-Taxにより送信された方を含む。)や、税理士に依頼して作成・提出をされた方は、 お知らせはがきが送付されません。
 - e-Taxをご利用の場合は、e-Taxにログイン後、メッセージボックスにて「申告のお知らせ」をご参照ください。

(e-Taxのメッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、平成81年1月以降、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書での認証が必要になりました。)

確定申告書等の用紙が必要な方は、裏面をご確認ください。

(裏面もご確認ください)



手書きにより申告書を作成される方へのご案内

○ 手書きで作成する場合、申告書や手引きは 国税庁ホームページからダウンロードできます。





国税庁ホームペー の様式ダウンロー ページへはこちら

○ インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の 用紙が必要な方は、管轄の税務署へお問合せください。

※ 確定申告書等の用紙は、税務署、申告会場及び指導会場で配付しています。

確定申告書の作成は「国税庁ホームページ」が便利!

「国税庁ホームページ」へアクセス

作成はこちらから!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、 所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。

確定申告



利用率 2人に1人が利用

利用者の感想 94%の方が役立つ

回答

STEP

申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、 自動計算なので計算誤りがありません!

申告書を提出 申告書の提出はe-Tax(データ送信)または郵送等で!

e-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に 準備が必要です。



印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。











プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等の プリントサービス(有料)を利用すれば印刷できま